平成２４年（フ）第５４２号
新潟市東区太平２丁目17番地10、前住所新潟市北区松浜５丁目10番地７　ときわ116号
債務者　平岩　俊博
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
静岡県富士市石坂631番地の４　コーポ時田201号、前住所相模原市南区相模台７丁目18番７号　和田マンション202号
債務者　渡邉まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５２７８号
大阪市北区豊崎６丁目２番８―405号
債務者　亀井　昌寿
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１７号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番２―707号
債務者　犬伏　リカ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１２号
大阪市淀川区東三国６丁目21番３号　レシェンテ東三国203号
債務者　島　実佐子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４２号
大阪府豊中市大島町２丁目１番41号
債務者　濱田　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４４号
大阪市北区同心２丁目13番３―331号
債務者　谷川　英輔
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９０号
大阪市東淀川区淡路３丁目20番25号　メゾンドール清水303号
債務者　臼田　一行
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１４号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―506号、前住所大阪府東大阪市荒川３丁目３番25―1002号
債務者　宮本　清一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２３号
大阪府八尾市上之島町北１丁目25番地の１　レオネクスト上之島202号
債務者　志水絵里佳
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２３号
大阪府八尾市大字大窪949番地の１　オレンジハウス八尾壱番館102号
債務者　菅尾　正和
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７９号
大阪府八尾市東山本町５丁目９番27号
債務者　谷田　智弓
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６２号
大阪府守口市桜町１番22号
債務者　田原　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５４号
大阪府豊能郡能勢町野間出野450番地の２
債務者　義尾　豊子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７６号
大阪市平野区背戸口１丁目21番21号　メゾン平野1101
債務者　片岡　　理
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６４号
大阪市西区本田２丁目８番５号　702
債務者　辻　　総恵
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９５号
大阪市鶴見区横堤２丁目５番104―1004号、前住所大阪市鶴見区茨田大宮２丁目９番30―207号
債務者　宮浦　純子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部